

## 平成30年第5回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年5月10日(木) 午前9時30分から10時17分まで
2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室
3. 出席委員 (18人)

会長 岩井 壽美雄 君	会長職務代理者 大沢 トモ子 君
3番 時田 宏 君	4番 川崎 良巳 君
5番 佐々木 一 榮 君	6番 高村 國昭 君
7番 中里 光明 君	8番 竹原 誠 君
9番 佐々木 喜克 君	10番 鈴木 幸雄 君
11番 三浦 弘文 君	12番 豊川 敏雄 君
13番 鳥谷部 甚一郎 君	14番 北村 勉 君
15番 柏田 雅俊 君	17番 鳥谷部 孝雄 君
18番 三浦 房雄 君	19番 中川原 隆雄 君
4. 欠席委員 (1人)

16番 森田 英里子 君
--------------
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 業務報告
  - 第3 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第20号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
  - 議案第21号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
  - 議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
  - 議案第23号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	竹 洞 晴 生 君
事務局次長	赤 坂 和 浩 君
総務班長	黒 沢 満 尋 君
主 幹	早 狩 千 春 君
7. 会議の概要

**会 長（岩井）** ただ今から平成30年第5回総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして厚くお礼申し上げます。

本日の総会の議事日程はお手元に配付してありますとおり、議案第19号から第23号までの5件です。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

**事務局（竹洞）** 本日は、16番森田英里子委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行をお願いいたします。

**議 長（岩井）** これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議 長（岩井）** それでは、8番 竹 原 誠 委員 及び  
17番 鳥谷部 孝雄 委員

をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の赤坂和浩事務局次長と早狩千春主幹を指名いたします。

**議 長（岩井）** それでは、日程第2、業務報告について、事務局より説明をお願いいたします。

**事務局（赤坂）** 〔業務報告の朗読及び説明〕

**議 長（岩井）** 〔業務報告の補足説明〕

**議 長（岩井）** ただ今の報告について発言のある方は挙手をお願いします。

**議 長（岩井）** よろしいでしょうか。それでは、以上で日程第 2 の業務報告を終わります。

**議 長（岩井）** ここで農地調査会、今月担当調査委員は  
1 1 番 三浦弘文 委員  
1 8 番 三浦房雄 委員です。  
調査委員席にご着席ください。

(調査委員着席)

**議 長（岩井）** それでは、日程第 3 の議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いいたします。

**事務局（黒沢）** 議案書の 1 ページ議案第 19 号と参考資料の 1 ページをご覧ください。

今月の農地法第 3 条許可申請は 1 議案 2 件です。売買と贈与がそれぞれ 1 件ずつです。

別添調査書にありますとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当するものではなく、ともに経営規模拡大と農業経営の安定を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

参考に 1 番の売買価格をお知らせします。売買価格は●●円で、10 アール当たり●●円となります。

以上です。

**議 長（岩井）** ただ今の説明に関連して、三浦弘文委員から現地調査の結果報告をお願いいたします。

**三浦弘文調査委員** 農地法第 3 条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。総会提出議案書の 1 ページ議案第 19 号と参考資料の 1 ページをご覧ください。5 月 2 日に、岩井会長と三浦房雄委員及び事務局職員 3 名で現地調査を行いました。

1 番は、譲受人の自作地に隣接している農地で、譲渡人は現在作

付けしておらず、今後も耕作する見込みがないため売買するものです。譲受人は、ニンニクを作付けする予定です。

2番は、譲渡人と譲受人が親子で、経営移譲のため申請地を使用貸借していましたが、今回、贈与により後継者である譲受人に所有権を移転するものです。譲受人は、従来どおり耕作するそうです。

以上です。

**議 長（岩井）** ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議 長（岩井）** よろしいでしょうか。それでは採決いたします。

議案第 19 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

**議 長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第 19 号は原案のとおり決定いたしました。

**議 長（岩井）** 次に、議案第 20 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

**事務局（早狩）** 議案書の 2 ページ議案第 20 号と参考資料の 5 ページをご覧ください。

今月の農地法第 4 条許可申請は 1 議案 1 件です。

1 番の所在は大字上市川字中筒●●、地目は畑、面積は●●平方メートルです。転用目的は山林です。参考資料の 9 ページをご覧ください。顛末書を添付しております。農地区分は農用地区域外で、立地基準はその他第 2 種農地と判断いたします。

以上です。

**議 長（岩井）** ただ今の説明に関連して、三浦弘文調査委員から調査結果の報告をお願いいたします。

**三浦弘文調査委員** 農地法第 4 条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の 2 ページ議案第 20 号と参考資料の 5 ページをご覧ください。

第 3 条の許可申請と同じく、5 月 2 日に現地調査を行いました。

1 番の申請は、労働力不足により耕作できなくなったため、杉を植林し、山林に転用するものです。周囲の状況は、北側が山林、東側と南側が原野、西側が自己所有の山林で、周囲に影響がないことを確認しております、

以上です。

**議 長（岩井）** ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質問・意見なし)

**議 長（岩井）** よろしいでしょうか。それでは採決します。

議案第 20 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

**議 長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第 20 号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

**議 長（岩井）** 次に、議案第 21 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

**事務局（早狩）** 議案書の 3 ページ議案第 21 号と参考資料の 11 ページをご覧ください。

今月の農地法第 5 条許可申請は 1 議案 1 件です。

1 番の所在は大字豊間内字豊間内●●、地目は田、面積は●●平方メートルです。転用目的は個人住宅の建築となっております。農地区分は農用地区域外農地で、立地基準はその他の第 2 種農地と判断いた

します。

以上です。

**議長（岩井）** ただ今の説明に関連して、三浦弘文調査委員から調査結果の報告をお願いいたします。

**三浦弘文調査委員** それでは、農地法第5条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の3ページ議案第21号と参考資料の11ページをご覧ください。

3条・4条と同じく5月2日に現地調査を行いました。

1番は、実家で両親・祖母と同居している譲受人が、子供が生まれて実家が手狭になったことから、自己住宅建設のため、同じ集落内に父が所有する農地の一部を、贈与により取得するものです。北西側は町道、北東側が宅地、南西側及び南東側は田になっています。生活排水は合併浄化槽で処理する計画で、周囲に影響がないことを確認しております。

以上です。

**議長（岩井）** ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質問・意見なし)

**議長（岩井）** よろしいでしょうか。それでは採決します。

議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

**議長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第21号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

また、農地調査委員の方々、ご説明ありがとうございました。指定席にお戻りください。

(調査委員指定席に戻る)

**議長（岩井）** 次に、議案第 22 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。

ここで、議案第 22 号の 1 番については、佐々木一榮委員に関する事案であるため、議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いします。

（佐々木一榮委員退席）

**議長（岩井）** 議案第 22 号の 1 番について、事務局より説明をお願いします。

**事務局（黒沢）** 議案書の 4 ページ議案第 22 号をご覧ください。

農地の所在は大字豊間内字大久保●●の畑と、字熊戸前●●の田の 2 筆で、合計面積は●●平方メートル、5 年間の使用貸借です。借受人は、認定新規就農者を申請予定です。以上です。

**議長（岩井）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**17 番（鳥谷部孝）** 同居していても利用権設定は必要ですか。

**事務局（黒沢）** 新規就農者の事業の関係で必要になります。

**19 番（中川原）** 参考までにお聞きしますが、土地の権利がなければおそらく新規就農の補助対象にならないのだと思いますが、機械の使用、例えばリースとか、親子であれば借り受け、その辺はどうなのでしょう。経営自体が、年金の関係でよくあったんだけど、経営をちゃんと別な扱い、申告も当然別です、その辺は総合的に、ただ土地だけを権利移動しても、いつも手伝って、専従者扱いにしていたものが何ら変わらないというふうな経営実態になれば、これは新規就農というのはどうなのか、私はそう懸念するわけです。それから、もう一つは土地改良区の負担金、農協関係の名義人は誰なのか、その辺はどうなのでしょう。担当課ではありませんから、分かっている範囲でお知らせいただければ助かります。

**事務局（黒沢）** 機械類の貸借については、父親の物を借りるとすれば、親子であっても貸借の契約は必要になると思います。土地改良区につい

ては分かりません。

**議 長（岩井）** ここで暫時休憩します。

（休憩）

**議 長（岩井）** 休憩を解いて会議を再開します。ほかに質問がなければ採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

**議 長（岩井）** それでは採決します。議案第 22 号の 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議 長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第 22 号の 1 番は原案のとおり決定しました。

ここで、佐々木一榮委員を入室させてください。

（佐々木一榮委員入室・着席）

**議 長（岩井）** 引き続き、議案第 22 号について事務局より説明をお願いします。

**事務局（黒沢）** 議案書の 4 ページをご覧ください。

五戸町長より平成 30 年 4 月 25 日付け五農林第 50 号で、農用地利用集積計画の決定を求められています。1 議案 11 件です。合計面積は 77,160 平方メートルです。

2 番からご説明します。

2 番は字鍛冶屋窪の畑が 2 筆、面積は●●平方メートル、10 年間の使用貸借です。

3 番は字熊野林後の田が 1 筆、面積は●●平方メートル、現況地目は樹園地、5 年間の貸貸借です。

4 番は大字倉石石沢字大面が 2 筆、字山辺沢が 2 筆、合計 4 筆で、面積は合計●●平方メートル、4 年間の貸貸借です。

5 番から 7 番までは町有地の貸貸借です。



5番は大字倉石又重字中崎の畑が1筆、面積は●●平方メートル、5年間の賃貸借です。

6番は大字倉石又重字中崎の畑が1筆、面積は●●平方メートル、1年間の賃貸借です。

7番は大字倉石又重字前田内沢の畑が1筆、面積は●●平方メートル、5年間の賃貸借です。

8-1から8-4までは、中間管理機構への貸出しとなります。

8-1は大字上市川字中山前の田が3筆、合計面積は●●平方メートル、10年間の賃貸借です。

8-2は大字上市川字中山前の田が1筆、面積は●●平方メートル、10年間の賃貸借です。

8-3は大字上市川字中山前の田が1筆と字畑田の田が1筆、合計2筆で面積は●●平方メートル、10年間の賃貸借です。

8-4は大字上市川字堺谷地の田が2筆、合計面積は●●平方メートル、10年間の賃貸借です。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

**議長（岩井）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**8番（竹原）** 5ページの5番と6番ですけれども、これは町の台地の同じ地区のようすけれども、賃貸借の期間が5番は5年、6番は1年というのはどういう訳なのか。作付けは何か。

**事務局（黒沢）** 作付けはナガイモです。

**8番（竹原）** 今までは何を付けていたのか、6番の方は。

**事務局（黒沢）** そこまでは分かりません。

**8番（竹原）** そもそも1年間というのは考えられない。病気を持ってきて置いていくようなものだ。あとでもいいからどういう理由なのか教えてください。

**事務局（黒沢）** はい。

**議 長（岩井）** そのほかなければ採決してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

**議 長（岩井）** それでは採決いたします。議案第 22 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

**議 長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第 22 号は原案のとおり決定いたしました。

**議 長（岩井）** 次に、議案第 23 号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

**事務局（赤坂）** 議案書の 8 ページ議案第 23 号と参考資料の 19 ページをご覧ください。

「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」でございます。今年 2 月以降、農地所有者の家族より申出がありまして、平成 30 年 4 月 3 日の調査会で確認した結果、「農地法の運用について」第 4 の（4）に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない、非農地としての決定を求めるものでございます。

今回は 5 筆、合計●●●平米でございます。以上です。

**議 長（岩井）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**1 5 番（柏田）** 人工的に植林されたのであれば転用するように指導すべきだと思うが、今回の土地はどういう状況なのか。

**事務局（赤坂）** 今回議案にあげた 5 筆については、放置されていたもので、植林されたものではありません。

**1 4 番（北村）** 2 番の場所は自宅のすぐそばか。

**事務局（赤坂）** 自宅から少し上がっていった、原野と原野の間に挟まれた場所です。

**議長（岩井）** それでは採決します。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

**議長（岩井）** 議案第 23 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

**議長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第 23 号は原案のとおり決定しました。

**議長（岩井）** 以上で、本日の日程はすべて終了しました。  
これをもって、五戸町農業委員会第 5 回総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

平成30年5月10日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員